

05937P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

37

相続税法

▽  
理論ドクター

平成27年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！



TAC出版

## はじめに

---

税理士試験における相続税法の出題理論は、ある1つの規定（条文）を丸々書く、いわゆる「個別理論」と称されるものと、いろいろな規定を寄せ集めて書く、いわゆる「総合理論」と称されるものの2種類がある。

このうち、総合理論は、他の税法においては、過去に何度も出題されている論点はあってもそれが同じ問題文で出されることは通常ない。

しかし、相続税法の場合、繰り返し出題される論点は、それが同じパターンで出されるところに特徴がある。したがって、税理士試験に合格するためには、総合理論といえどもこうした一定パターンの問題による理論暗記が得策となる。

本書は、出題パターンが一定の問題に対して、いかに要領よく解答できるかに重点をおいて、具体的な解答例を含めて作成した。よって、本書を活用することにより、多くの受験生の総合理論対策が、より完璧なものとなれば幸いである。

本書を利用することにより、一人でも多くの受験生に栄冠が輝くことを願ってやまない。

（本書は平成26年9月末日までの施行法令に準拠している。）

**T A C 税理士講座**



## 本書の特長

- 1 全体を「応用理論」、「事例理論」、「過去の本試験問題」の3部に分けてある。
- 2 「応用理論」では、重要総合理論テーマについて、具体的に問題文を設定し、その要点について整理し、かつ、そのテーマに関する過去の出題例及び関係問題を示した。
- 3 「事例理論」は、近年の本試験において出題が続いているため、問題に対する解答項目を整理し、示した。
- 4 「過去の本試験問題」では、出題年度別に第1回税理士試験から第64回税理士試験までの問題文を収録した。

また、昭和51年（第26回税理士試験）から平成19年（第57回税理士試験）までの出題については、各問題に対しての配点が付されていたため、その配点も示した。

## 本書の有効的利用法

本書は、税理士試験「相続税法」の理論問題のうち総合理論に対して、いかに対処するかを考えて作成してあるが、総合理論問題については、同じテーマでも同じ問題が出題されるケースばかりではないので、以下の点に注意して本書を有効に活用されたい。

- 1 本書はあるテーマについての具体的な問題文及び解答例を作成する場合には、原則として、最も解答の範囲が広がる形式を採用した。したがって、問題文の設定上、いろいろな限定をつければ、解答の範囲は狭くなるのであるから注意すること。

《範囲の限定方法の一例》

- (1) 「相続税法上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、基本的に相続税法に定められている規定を対象とする。ただし、相続税法に定められていることであれば、相続税に関する規定であるか、贈与税に関する規定であるかを問わずに、すべてを対象とすることとなる。

- (2) 「相続税の制度上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、相続税に関して設けられている規定であれば、どの法律に規定されているかを問わずに、すべて対象とする。したがって、相続税法のみならず、租税特別措置法、国税通則法等を対象とすることとなる。当然、贈与税に関する規定については、触れる必要はない。

- (3) 「贈与税の制度上」設けられている規定が対象となっている場合

上記(2)の反対のパターン。

- (4) 「課税価格の計算上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、課税価格の計算上用いられる規定に限られ、税額計算に関する規定及び手続に関する規定については、触れる必要はない。

- (5) 「〇〇税額の計算上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、基本的に税額の計算上用いられる規定に限られ、手続に関する規定については、触れる必要はない。

- 2 上記1のように解答範囲の限定方法に様々なものがあることから、必ず、理論の暗記をする前に、そのテーマに沿った解答の内容を、次の3つの面から分類しておくこと。
- (1) 相続税法に規定されている事項か、相続税法以外の法律（租税特別措置法、国税通則法等）に規定されている事項か
  - (2) 相続税に関する規定か、贈与税に関する規定か
  - (3) 課税価格の計算に関する規定か、税額の計算に関する規定か、又は、手続に関する規定か
- 3 本書に具体的な解答例が掲載されているものは、最もよく出題されているものに限定されているため、必ず、別の出題形式があるということでの、応用問題の研究を行うこと。

# CONTENTS

## 目 次

### 第1章 応用理論

#### テーマ1 みなし財産関係

1-1	生命保険契約関係	4
1-2	定期金給付契約（生命保険契約を除く）関係	8
1-3	退職手当金関係	12
1-4	信託関係	14

#### テーマ2 対象者別の関連規定

2-1	配偶者関係	20
2-2	扶養義務者関係	24
2-3	親族関係	26
2-4	障害者関係	30
2-5	相続人（包括受遺者）関係	32
2-6	法定相続人関係	38
2-7	納税義務者関係	44

#### テーマ3 災害関係

3-1	災害関係	52
-----	------	----

#### テーマ4 相続税と贈与税の関係

4-1	相続時精算課税	56
4-2	相続税と暦年課税贈与税との関係	64
4-3	二重課税を調整するための規定	68

#### テーマ5 公益の関連規定

5-1	公益の関連規定	72
-----	---------	----

## テーマ6 課税価格算入額の関連規定

6-1	課税価格に算入すべき価額の関連規定	78
6-2	不動産関係	84
6-3	総合的な出題	88

## テーマ7 申告等の関連規定

7-1	期限内申告関係	92
7-2	相続税の申告書の関連規定	96
7-3	期限後申告・修正申告・更正の請求の特則	100
7-4	未分割である場合の申告等の手続	104
7-5	相続財産法人からの財産分与の関連規定	110
7-6	納税申告書の提出を要件として適用される規定	114

## テーマ8 納付の関連規定

8-1	相続税の納付の方法	122
8-2	延納制度の相違点	126

## テーマ9 事業承継に関連する規定

9-1	事業承継に関連する規定	130
-----	-------------	-----

## 第2章 事例理論

相続時精算課税に関連する手続	136
未分割財産が分割された場合の申告等の手続	138
信託に関連する規定	142
措置法70条の非課税に関連する規定	144

### 第3章 過去の本試験問題

第1回（昭和26年度）～第5回（昭和30年度）	148
第6回（昭和31年度）	149
第7回（昭和32年度）	150
第8回（昭和33年度）～第15回（昭和40年度）	151
第16回（昭和41年度）～第23回（昭和48年度）	152
第24回（昭和49年度）～第28回（昭和53年度）	153
第29回（昭和54年度）～第32回（昭和57年度）	154
第33回（昭和58年度）～第34回（昭和59年度）	155
第35回（昭和60年度）～第39回（平成元年度）	156
第40回（平成2年度）～第43回（平成5年度）	157
第44回（平成6年度）～第47回（平成9年度）	158
第48回（平成10年度）～第51回（平成13年度）	159
第52回（平成14年度）～第54回（平成16年度）	160
第55回（平成17年度）	161
第56回（平成18年度）	162
第57回（平成19年度）	163
第58回（平成20年度）	164
第59回（平成21年度）	165
第60回（平成22年度）	166
第61回（平成23年度）	167
第62回（平成24年度）	168
第63回（平成25年度）～第64回（平成26年度）	169

# 第1章

# 応用理論

---



## テーマ 1

# みなし財産関係

- 1-1 生命保険契約関係
- 1-2 定期金給付契約（生命保険契約を除く）関係
- 1-3 退職手当金関係
- 1-4 信託関係

1-1

生命保険契約関係

1. 基本問題

生命保険契約の保険金及び損害保険契約の保険金を取得した場合の相続税及び贈与税の課税関係について説明しなさい。

解答

1 相続税の課税関係

(1) 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合（法3①一）

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合においては、その保険金受取人について、その保険金のうち次の算式により計算した部分を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

《算式》

$$\text{その保険金} \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{被相続人の死亡の時までに払い込まれた保険料の全額}}$$

\* その保険金からは、退職手当金等及び保証期間付定期金に関する権利又は契約に基づかない定期金に関する権利を除く。

(2) 被相続人の被相続人が負担した保険料（法3②）

(1)の規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料は、被相続人が負担した保険料とみなす。

ただし、生命保険契約に関する権利の規定により契約者がその被相続人の被相続人から生命保険契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人の被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

(3) 生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）

相続人の取得した生命保険金等（心身障害者共済制度の受給権を除く。以下(3)において同じ。）については、①又は②の区分に応じ、①又は②の部分の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

- ① すべての相続人が取得した生命保険金等の合計額が500万円に被相続人の法定相続人の数を乗じて算出した金額（以下「非課税限度額」という。）以下である場合

その相続人の取得した生命保険金等の金額

- ② ①の合計額がその非課税限度額を超える場合  
次の算式により算出した金額

《算式》

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人の取得した生命保険金等の合計額}}{\text{①の合計額}}$$

## 2 贈与税の課税関係

### (1) 贈与により取得したものとみなす場合（法5①）

生命保険契約の保険事故（傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。）又は損害保険契約の保険事故（偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。）が発生した場合において、保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち次の算式により計算した部分をその保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

《算式》

$$\text{その取得した} \times \frac{\text{保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額}}{\text{保険事故が発生した時までに払い込まれた保険料の全額}}$$

### (2) 保険料負担者の被相続人が負担した保険料（法5③）

(1)の規定の適用については、(1)に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料は、その者が負担した保険料とみなす。

ただし、生命保険契約に関する権利の規定により(1)に規定する保険金受取人がその被相続人から生命保険契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

### (3) 贈与により取得したものとみなさない場合（法5④）

(1)の規定は、(1)に規定する保険金受取人が生命保険金等又は退職手当金等を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合においては、適用しない。

## 2. 応用問題

### 《応用問題1》

生命保険契約の保険金及び損害保険契約の保険金を取得した場合の相続税の課税関係及び保険金の非課税金額について説明しなさい。

#### 解答の柱

- 1 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－生命保険金等（法3①一）
- 2 被相続人の被相続人が負担した保険料（法3②）
- 3 生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）  
なお、時間との兼ね合いはあるが、保険事故発生後の課税関係（保証期間付定期金に関する権利（法3①五））まで記述できればさらに良い。

### 《応用問題2》

生命保険契約又は損害保険契約について、被保険者の死亡により保険事故が発生し、保険金受取人が保険金を取得した場合の相続税法上の課税関係について説明しなさい。

#### 解答の柱

- 1 相続税の課税関係
  - (1) 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－生命保険金等（法3①一）
  - (2) 被相続人の被相続人が負担した保険料（法3②）
  - (3) 生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）
- 2 贈与税の課税関係
  - (1) 贈与により取得したものとみなす場合－生命保険金等（法5①）
  - (2) 保険料負担者の被相続人が負担した保険料（法5③）
  - (3) 贈与により取得したものとみなさない場合（法5④）

《応用問題3》

生命保険契約に関する課税関係のうち、相続税又は贈与税の課税関係について、次の態様別に説明しなさい。

- 1 保険事故発生前の課税関係
- 2 保険事故及びそれに準ずる事由発生時の課税関係
- 3 保険事故発生後の課税関係

解答の柱

- 1 保険事故発生前の課税関係
  - (1) 相続税の課税関係
 

相続又は遺贈により取得したものとみなす場合  
－生命保険契約に関する権利（法3①三）
  - (2) 贈与税の課税関係
 

生じない。
- 2 保険事故及びそれに準ずる事由発生時の課税関係
  - (1) 相続税の課税関係
    - ① 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－生命保険金等（法3①一）
    - ② 生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）
  - (2) 贈与税の課税関係
    - ① 贈与により取得したものとみなす場合  
－生命保険金等、返還金等（法5①②）
    - ② 贈与により取得したものとみなさない場合（法5④）
- 3 保険事故発生後の課税関係
  - (1) 相続税の課税関係
 

相続又は遺贈により取得したものとみなす場合  
－保証期間付定期金に関する権利（法3①五）
  - (2) 贈与税の課税関係
 

贈与により取得したものとみなす場合  
－保証期間付定期金に関する権利（法6③）
- 4 保険料等の取扱い
  - (1) 被相続人の被相続人が負担した保険料（法3②）
  - (2) 保険料負担者の被相続人が負担した保険料（法5③、6④）
  - (3) 遺言により払い込まれた保険料（法3③）

1-2

定期金給付契約(生命保険契約を除く)関係

1. 基本問題

定期金給付契約(生命保険契約を除く。)に関する権利の課税関係のうち、相続税又は贈与税の課税関係について、次の態様別に説明しなさい。

- 1 定期金給付事由発生前の課税関係
- 2 定期金給付事由及びそれに準ずる事由発生時の課税関係
- 3 定期金給付事由発生後の課税関係

解答

1 定期金給付事由発生前の課税関係

(1) 相続税の課税関係(法3①四)

相続開始の時ににおいて、まだ定期金給付事由が発生していない定期金給付契約(生命保険契約を除く。以下1及び2において同じ。)で被相続人が掛金又は保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が契約者であるものがある場合においては、その契約者について、その契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

《算式》

その契約に  
関する権利  $\times \frac{\text{被相続人が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$

(2) 贈与税の課税関係

生じない。

2 定期金給付事由及びそれに準ずる事由発生時の課税関係

(1) 相続税の課税関係

生じない。

(2) 贈与税の課税関係 (法6①②)

定期金給付契約の定期金給付事由が発生した場合において、掛金又は保険料の全部又は一部が定期金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、その定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分をその掛金又は保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

《算式》

$$\text{その取得した定期金給付契約に関する権利} \times \frac{\text{定期金受取人以外の者が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{定期金給付事由が発生した時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$$

なお、この規定は、定期金給付契約について返還金等の取得があった場合について準用する。

3 定期金給付事由発生後の課税関係

(1) 相続税の課税関係 (法3①五)

定期金給付契約で定期金受取人に対し定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に対して定期金又は一時金を給付するものに基づいて定期金受取人たる被相続人の死亡後相続人その他の者が継続受取人となった場合においては、その継続受取人となった者について、その定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

《算式》

$$\text{その定期金給付契約に関する権利} \times \frac{\text{被相続人が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$$

(2) 贈与税の課税関係 (法6③)

(1)の場合において、掛金又は保険料の全部又は一部が継続受取人及び被相続人以外の第三者によって負担されたものであるときは、相続の開始があった時において、その継続受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分をその第三者から贈与により取得したものとみなす。

《算式》

$$\text{その取得した定期金給付契約に関する権利} \times \frac{\text{第三者が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$$

## 第1章 応用理論

### 4 保険料等の取扱い

#### (1) 被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金（法3②）

1 (1)及び3 (1)の規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

ただし、1 (1)の規定により契約者がその被相続人の被相続人から定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

#### (2) 掛金又は保険料負担者の被相続人が負担した掛金又は保険料（法6④）

2 (2)及び3 (2)の規定の適用については、2 (2)又は3 (2)に規定する掛金又は保険料を負担した者の被相続人が負担した掛金又は保険料は、その者が負担した掛金又は保険料とみなす。

ただし、1 (1)の規定により2 (2)及び3 (2)に規定する受取人又は返還金等の取得者がその被相続人から定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人が負担した掛金又は保険料については、この限りでない。

#### (3) 遺言により払い込まれた保険料又は掛金（法3③）

1 (1)の規定の適用については、被相続人の遺言により払い込まれた保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

## 2. 応用問題

### 《応用問題》

定期金給付契約の定期金給付事由の発生により定期金の支給を受ける権利を取得した者について生ずる相続税及び贈与税の課税関係について説明しなさい。

### 解答の柱

- 1 相続税の課税関係
  - (1) 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－生命保険金等(法3①一)
  - (2) 生命保険金等の相続税の非課税(法12①五)
- 2 贈与税の課税関係
  - (1) 贈与により取得したものとみなす場合－生命保険金等(法5①)
  - (2) 贈与により取得したものとみなさない場合(法5④)
  - (3) 贈与により取得したものとみなす場合－定期金に関する権利(法6①)
- 3 保険料等の取扱い
  - (1) 被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金(法3②)
  - (2) 掛金又は保険料負担者の被相続人が負担した掛金又は保険料(法5③、6④)

1-3

退職手当金関係

1. 基本問題

退職年金契約に基づく定期金又は一時金を取得した場合における相続税の課税関係について説明しなさい。

解答

1 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合（法3①二、六）

次のいずれかの場合においては、それぞれの者が、それぞれの財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

(1) 退職手当金等

被相続人の死亡により相続人その他の者がその被相続人に支給されるべきであった退職手当金等で被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合においては、その退職手当金等の支給を受けた者について、その退職手当金等

(2) 契約に基づかない定期金に関する権利

被相続人の死亡により相続人その他の者が定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものを取得した場合においては、その定期金に関する権利を取得した者について、その定期金に関する権利（(1)を除く。）

2 退職手当金等の相続税の非課税（法12①六）

相続人の取得した退職手当金等については、(1)又は(2)の区分に応じ、(1)又は(2)の部分の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

(1) すべての相続人が取得した退職手当金等の合計額が500万円に被相続人の法定相続人の数を乗じて算出した金額（以下「非課税限度額」という。）以下である場合

その相続人の取得した退職手当金等の金額

(2) (1)の合計額がその非課税限度額を超える場合

次の算式により算出した金額

《算式》

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人の取得した退職手当金等の合計額}}{\text{(1)の合計額}}$$

## 2. 応用問題

## 《応用問題》

被相続人の死亡により被相続人の勤務会社から被相続人に支給されるべきであった退職手当金等が相続人その他の者に対して相続開始後に支払われた場合の相続税法上の課税関係について、次の間に答えなさい。

- 1 被相続人の生前に支給額が確定したものの支給を受けた場合
- 2 被相続人の死亡後3年以内に支給額が確定したものの支給を受けた場合
- 3 被相続人の死亡後3年を経過した日以後に支給額が確定したものの支給を受けた場合

## 解答の柱

- 1 被相続人の生前に支給額が確定したものの支給を受けた場合  
本来の相続財産となる。
- 2 被相続人の死亡後3年以内に支給額が確定したものの支給を受けた場合  
(1) 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－退職手当金等(法3①二)  
(2) 退職手当金等の相続税の非課税(法12①六)
- 3 被相続人の死亡後3年を経過した日以後に支給額が確定したものの支給を受けた場合  
相続税法上の課税関係は生じない。

1-4

信託関係

1. 基本問題

信託に関する権利における贈与税の課税関係について、次の対象者別に説明しなさい。

- 1 受益者等に対する課税関係
- 2 受託者に対する課税関係

解 答

1 受益者等に対する課税関係

(1) 贈与により取得したものとみなす信託に関する権利 (法9の2、9の5、令1の12⑤)

① 効力発生時

信託の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずにその信託の受益者等となる者があるときは、その信託の効力が生じた時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から贈与により取得したものとみなす。

② 受益者等の変更時

イ 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たにその信託の受益者等が存するに至った場合 (③の規定の適用がある場合を除く。)には、その受益者等が存するに至った時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の受益者等であった者から贈与により取得したものとみなす。

ロ 受益者等の存する信託について、その信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において、適正な対価を負担せずに既にその信託の受益者等である者がその信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、その信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、その利益を受ける者は、その利益をその信託の一部の受益者等であった者から贈与により取得したものとみなす。

③ 終了時

受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せず、その信託の残余財産の給付を受けるべき者がいるときは、その給付を受けるべき者となった時において、その信託の残余財産の給付を受けるべき者となった者は、その信託の残余財産（その信託の終了の直前においてその者がその信託の受益者等であった場合には、その受益者等として有していたその信託に関する権利に相当するものを除く。）をその信託の受益者等から贈与により取得したものとみなす。

④ 受益者等が存しない信託等の特例

受益者等が存しない信託について、その信託の契約締結時等において存しない者がその信託の受益者等となる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、その存しない者がその信託の受益者等となる時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

⑤ 信託財産に属する資産及び負債の承継等

①、②又は④の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなす。

(2) 贈与税の非課税財産（法21の3①四、法21の4①、措法70の2の2①）

次の財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

- ① 特定公益信託で学術に関する顕著な貢献を表彰するものもしくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものから交付される金品又は学生もしくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品
- ② 特定障害者（特別障害者（非居住無制限納税義務者又は制限納税義務者を除く。以下同じ。）及び障害者（特別障害者を除く。）のうち一定のもの（非居住無制限納税義務者又は制限納税義務者を除く。）をいう。以下同じ。）が、受託者の営業所等においてその特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を有することとなる場合において、その信託の際、障害者非課税信託申告書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その信託受益権でその価額のうち6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあっては、3,000万円）までの金額（既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分

## 第1章 応用理論

- ③ 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と受託者との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金もしくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額（既にこの規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額）に相当する部分の価額

### 2 受託者に対する課税関係

#### (1) 効力発生時（法9の4①）

受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の委託者の親族であるときは、その信託の効力が生ずる時において、その信託の受託者は、その委託者からその信託に関する権利を贈与により取得したものとみなす。

#### (2) 受益者等の存する信託について受益者等が不存在となった時（法9の4②）

受益者等の存する信託について、その信託の受益者等が不存在となった場合において、その受益者等の次に受益者等となる者がその信託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるときは、その受益者等が不存在となった時において、その信託の受託者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等からその信託に関する権利を贈与により取得したものとみなす。

#### (3) 受託者が個人以外の場合（法9の4③）

(1)、(2)の規定の適用がある場合において、信託の受託者が個人以外であるときは、その受託者を個人とみなして、贈与税を課する。

#### (4) 法人税等相当額の控除（法9の4④）

(1)から(3)の規定の適用がある場合において、受託者に課される贈与税の額については、その受託者に課されるべき法人税等の額に相当する額を控除する。

#### (5) 信託財産に属する資産及び負債の承継等（法9の2⑥、令1の12⑤）

(1)又は(2)の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなす。

## 2. 応用問題

## 《応用問題1》

相続税又は贈与税の制度上、信託に関連して設けられている非課税規定を列挙し、簡潔に説明しなさい。

## 解答の柱

- 1 相続財産に属する金銭を特定の特定公益信託の信託財産とするために支出した場合の相続税の非課税
  - (1) 相続税の非課税（措法70③）
  - (2) 課税される場合（措法70④）
  - (3) 手続（措法70⑤）
  - (4) 課税される場合の相続税の修正申告等
    - ① 修正申告の特則（措法70⑥）
    - ② 期限後申告の特則（措法70⑦）
    - ③ 更正及び決定の特則（措法70⑧）
    - ④ 国税通則法の適用（措法70⑨）
- 2 特定公益信託から交付される金品の贈与税の非課税（法21の3①四）
- 3 特定障害者に対する信託受益権の贈与税の非課税（法21の4①）
- 4 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の2①）

## 《応用問題2》

相続税又は贈与税の制度上、特定公益信託に関連して設けられている非課税規定を列挙し、簡潔に説明しなさい。

## 解答の柱

- 1 相続財産に属する金銭を特定の特定公益信託の信託財産とするために支出した場合の相続税の非課税
  - (1) 相続税の非課税（措法70③）
  - (2) 課税される場合（措法70④）
  - (3) 手続（措法70⑤）
  - (4) 課税される場合の相続税の修正申告等
    - ① 修正申告の特則（措法70⑥）
    - ② 期限後申告の特則（措法70⑦）
    - ③ 更正及び決定の特則（措法70⑧）
    - ④ 国税通則法の適用（措法70⑨）
- 2 特定公益信託から交付される金品の贈与税の非課税（法21の3①四）

税理士受験シリーズ  
2015年度版 37 相続税法 理論ドクター

発行日 2014年12月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05937P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。